

大阪府北部を震源とする地震を踏まえた緊急要望

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、大阪府を中心に 4 名の尊い命を奪うとともに、多くの負傷者や住家被害のほか、ライフライン等の都市インフラの損壊を出すなど、甚大な被害をもたらした。

今回の地震では、改めてブロック塀の安全確保や大都市において特に重要な帰宅困難者対策などの課題も明らかになったことから、被災地の早期の復旧復興を可能なものとするとともに、今後発生が懸念される南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模災害に備えるため、政府を挙げて取組が実施されることを要請する。

記

1 都市インフラの災害復旧やブロック塀等の撤去・改修への支援

今回の地震で被災した道路、水道等の都市インフラの復旧にあたり財政支援等を行うこと。

また、今後の災害に備え、通学路、学校施設、避難路などの安全確保のために現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等の専門的な調査や、撤去・改修が必要である。現在、公立小中学校等を対象とした学校施設環境改善交付金、私立学校を対象とした私立学校施設整備費補助金はあるものの、今回の地震を踏まえた調査で判明した危険個所に対応できる場合は少なく、また予算額や申請時期の面から緊急的な対応に活用することが困難な状況にある。さらに、公立高等学校及びその他の都道府県有施設を対象とした補助金等はなく、一般住宅に関しては防災・安全交付金の効果促進事業の中で一部活用されているのみである。

そのため、今後発生が懸念される大規模災害にも対応し、ブロック塀等を即時に撤去・改修できるよう、国庫補助制度の創設・拡充や、緊急防災・減災事業債の拡充等の財政支援を行うとともに、技術的支援を行うこと。

2 大規模・広域災害対策の推進

南海トラフ地震・首都直下地震をはじめ、いつどこで発生するかわからない大規模・広域災害に対して、防災・減災対策を着実に推進するための財政支援の充実や、外国人被災者（外国人住民・訪日外国人旅行者）などの安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を図ること。

3 ライフライン（上下水道・ガス）の強靱化に向けた支援

今回の地震では、40 年の法定耐用年数を超えた水道管の破断などに伴う断水や漏水が各地で起きた。高度成長期に整備された水道施設の老朽化が全国で進む一方、平成 28 年度の管路更新率は 0.75%にとどまるなど、施設の更新が進んでいない。今後の災害に備えて水道施設、とりわけ水道管の更新や耐震化を進めるため、この更新・耐震化事業における補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど財政措置の拡充を図るとともに、事業の広域化など基盤強化を支援することにより今後のいかなる災害にも耐えうる体制強化を図ること。

また、下水道施設についても老朽化が進行しており、大規模地震が発生した場合においても最低限の機能が確保されるよう、下水道施設に対する財政支援の充実を図ること。

さらに、今回の地震では、大阪府内の約 11 万戸でガスの供給停止が生じ、全国のカス事業者の応援があったものの、復旧に 1 週間を要した。過去の災害の教訓が生き残った面は見られたものの、今後の災害に備えて、全国の相互応援体制の確立や人海戦術だけに頼らない復旧方法・技術開発等の検討を行うこと。

加えて、ライフラインの強靱化が推進されるよう、ライフライン事業者を指導・監督すること。

4 帰宅困難者対策の充実

帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保や、その備蓄の推進に係る財政支援を行うとともに、地方公共団体が民間施設所有者の協力を得るため、発災時の損害賠償責任が施設所有者に及ばないように、早期に制度化を図ること。

また、帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握する手段の確保や、地震発生時の鉄道運行再開を早期に図る方策や運転再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。

5 中小企業等への支援

中小企業・小規模事業者の事業再開が迅速にできるよう、設備や製品の被害、営業停止などで損失を受けた中小企業への資金繰り支援や小規模事業者持続化補助金の拡充等を行うこと。

6 災害救助法における救助範囲の拡大

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は災害救助法で「救助」として規定されている被災住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

7 被災者生活再建支援制度の見直し

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっているため、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。

全国知事会では、現在被災者生活再建支援制度の見直し検討を行っており、今後それを取りまとめるため、国においてはその提案に対する的確に対応すること。

平成 30 年 7 月 9 日

全国知事会	会 長	上 田 清 司
全国知事会国土交通常任委員会	委員 長	広 瀬 勝 貞
全国知事会文教環境常任委員会	委員 長	佐 竹 敬 久
全国知事会危機管理・防災特別委員会	委員 長	鈴 木 英 敬